

島田市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定した。

県内市町では、藤枝市（平成29年4月）、長泉町（平成30年10月）、裾野市（平成31年3月）、湖西市・菊川市（令和2年4月）において制定済みであり、島田市は6番目となる。

<条例の概要> 令和2年8月1日施行

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 市、市民等の責務
- ・ 基本的施策
 - (1) 相談及び情報の提供等
 - (2) 見舞金の支給（遺族見舞金、重傷病見舞金）
 - (3) 日常生活の支援
 - (4) 安全の確保（一時保護、施設入所支援）
 - (5) 居住の安定
 - (6) 広報及び啓発

<具体的な支援施策>

- (1) 総合的対応窓口の設置・・・生活安心課交通防犯係
 - ・ 犯罪被害者等の相談対応
 - ・ 市が行っている各種保健医療、福祉制度など必要な情報の提供（庁内関係課と連携）
 - ・ 警察署等関係機関との連携協力
- (2) 見舞金の支給
 - ・ 犯罪被害で亡くなられた方の遺族・・・遺族見舞金 30万円
 - ・ 犯罪被害で全治1か月以上の負傷又は疾病を負った方・・・重傷病見舞金 10万円

※令和2年6月補正により 40万円を予算措置
- (3) 犯罪被害者等に対する理解の促進や被害発生後の二次的被害を防止するための広報及び啓発